

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋冷房装置水張り作業時において、タービン建屋3階給気処理装置(A, B, C)近傍のドレンファンネル6箇所に詰まりが認められたため、当該ファンネルを清掃。	GⅢ	
2	4号機	運転操作員の通常パトロールにおいて、非常用ディーゼル発電設備(B)清水加熱器ポンプ軸受部に異音が認められたため、当該ポンプを点検修理。	GⅢ	
3	3.4号廃棄物処理設備	焼却設備廃油の焼却中において、廃油タンクレベル計指示不良(実液位47%時指示値がオーバースケール)が認められたため、当該計器を点検修理。	GⅢ	